

事 務 連 絡
平成18年 8月 4日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(タイ産 WINGED BEAN 及びその加工品)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号（最終改正：平成18年6月16日付け食安輸発第0616002号）に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、タイ産生鮮 WINGED BEAN において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、下記の検査項目に係るモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

1 対象食品

タイ産 WINGED BEAN 及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目

残留農薬

(違反事例)

1. 品 名：生鮮 WINGED BEAN

2. 生産国：タイ

3. 検査結果：フェンプロパトリン 0.23ppm（基準：0.01ppm）

4. 検 疫 所：名古屋検疫所中部空港検疫所支所

(届出受付番号：第54000797510号1欄)

5. 輸 入 者：美味商事株式会社